

介護保険認定調査の実施について（依頼）

平素より、本市の介護保険事業の運営につきましてご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本市委託の介護保険認定調査の実施に当たっては、「逗子市介護保険認定調査業務委託実施要綱（今回は同封していません。送付をご希望の事業所様は当課までご連絡ください）」を遵守のうえ、実施くださいますよう改めてお願いいたします。また、本市からの委託による調査であることについて、調査対象者、及びそのご家族様等に十分な説明を行っていただくなど、なにとぞご協力をお願い申し上げます。

【新規に登録いただく事業所様へ】

逗子市介護保険認定調査受託事業所登録申請書（第1号様式）をお送りください。その際、登録対象認定調査員の介護支援専門員証の写しを添付してください。

【登録済事業所様で、所属認定調査員の加除等、各種登録情報の変更がある場合】

逗子市介護保険認定調査受託事業所変更届出書（第4号様式）をお送りください。所属認定調査員追加登録の場合は、対象者の介護支援専門員証の写しを添付してください。

上述いずれの様式も、逗子市公式ホームページからダウンロードをお願いします。

<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kenkofukushi/kaigohoken/1004156.html>

トップページ > 健康・福祉 > 介護保険 > 介護に関する申請書等ダウンロード(ページ番号:1004156)

【認定調査委託料のお支払いについて】

・施設扱い料金

2,000 円×税率（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設入所者を調査対象とする場合で、当該入所施設に所属する介護支援専門員が調査を行ったとき）

・在宅扱い料金

4,000 円×税率（上記施設扱いとするもの以外）

・調査票提出日の翌月 10 日までに請求書をご送付ください。

神奈川県内の事業所様につきましては、請求月の翌月 25 日頃、神奈川県国民健康保険団体連合会より、当該連合会に登録されている口座に振り込みいたします。

神奈川県外の事業所様につきましては、逗子市よりご指定の口座に振り込みいたします。

認定調査委託料請求書は、逗子市公式ホームページからダウンロードをお願いします。

（事業所様所在地が神奈川県内と神奈川県外で、請求書の様式が異なります。）

<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kenkofukushi/kaigohoken/1004156.html>

トップページ > 健康・福祉 > 介護保険 > 介護に関する申請書等ダウンロード(ページ番号:1004156)

【認定調査票等への記入についての注意点】

黒、若しくは青のボールペンを用いてください。油性、水性を問いませんが、消せるボールペンの使用は不可です。

2 5 1 認定調査票（概況調査）

・ I 調査実施者（記入者）欄

■ 記入者 ←

認定調査員登録名簿でお知らせした番号を記入してください。所属認定調査員の登録前の場合は空欄で結構です。

・ IV 概況特記欄

枠内からはみ出さないように記入してください。収まらない場合は、「2 2 5 認定調査票（特記事項）」に、調査項目番号「0 0 0（一番左のマスを空けてください）」として記述内容の続きを記入してください（下記〈記入例1〉参照）。

〈記入例1〉 0 0 0 -

2 2 5 認定調査票（特記事項）

- ・ 認定調査員が判断を行った根拠や介護の手間となる部分を明確に記入してください。
- ・ 枠内からはみださないように記入してください。
- ・ 調査項目番号は、対応する「2 5 2 認定調査票（基本調査）」の各調査項目枠外右に記載の、括弧内3桁の数値を、一番左のマスを空けて記入してください（下記〈記入例2〉参照）。
- ・ 同一調査項目の内容が1つの枠内に収まらない場合は、一番右のマスである枝番欄に、1から連番で記入してください（下記〈記入例2〉参照）。

〈記入例2〉 第2群（生活機能） 2－1 移乗

2 0 1 - 1 …最初の特記事項
 2 0 1 - 2 …続きの特記事項

特記事項の用紙が不足する場合は、コピーのうえ、ご記入ください。

【記入・送付書類チェックリスト】

- ☐ 2 5 1 認定調査票（概況調査）
- ☐ 2 5 2 認定調査票（基本調査）
- ☐ 2 2 5 認定調査票（特記事項）
- ☐ （新規登録時のみ）逗子市介護保険認定調査受託事業所登録申請書（第1号様式）
※登録対象認定調査員の介護支援専門員証の写しを添付してください。
- ☐ （登録情報変更時のみ）逗子市介護保険認定調査受託事業所変更届出書（第4号様式）
※認定調査員の追加登録時は、対象者の介護支援専門員証の写しを添付してください。
- ☐ 認定調査委託料請求書（調査票提出日の翌月10日までにお出しく下さい。）
※事業所様所在地が神奈川県内と神奈川県外で、請求書の様式が異なります。

2 5 1 及び 2 5 2 は、表／裏で1葉の記入用紙となります。

事務担当：高齢介護課介護保険係
電話：046-873-1111(代)